

墓地等の経営許可権限移譲可能性検討委員会の 会議及び会議記録の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、墓地等の経営許可権限移譲可能性検討委員会（以下「委員会」という。）の会議及び会議記録の公開に関し、必要な事項を定める。

(委員会の公開)

第2条 委員会は公開とする。ただし、次のような情報を含む事項を検討する場合には、委員会の決定により、非公開とすることができる。

- (1) 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、公開すると個人の権利利益を害するおそれがある情報。
- (2) 法人等に関する情報であつて、公開すると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報。

(委員会開催の周知)

第3条 前条の規定に基づき、委員会を公開する場合、委員会の開催について、1週間前までに公表することとする。ただし、委員会を緊急に開催する必要が生じたとき等やむを得ない場合はこの限りでない。

- 2 公表の方法は、町ホームページへの掲載その他の方法により行うこととする。

(委員会の傍聴)

第4条 委員会の公開は、委員会の傍聴を希望する者に委員会の傍聴を認めることにより行う。

- 2 委員会の傍聴に関する必要な事項は、別に定める。

(会議記録の公開)

第5条 委員会の会議記録は、委員会の終了後、町のホームページに掲載することにより公開する。

- 2 前項で規定する会議記録は、会議の内容を要約したものとする。
- 3 検討委員会当日の資料については、その内容が第2条第1号及び第2号に該当する事項を除き、庶務担当課において、一般の閲覧に供するものとする。

(委任規定)

第6条 この要領に定めるものを除くほか、委員会の会議の公開に関して、必要な事項については、会長が決定することとする。

附 則

この要領は、平成28年6月3日から施行する。

墓地等の経営許可権限移譲可能性検討委員会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、墓地等の経営許可権限移譲可能性検討委員会の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領第4条第2項の規定に基づき、墓地等の経営許可権限移譲可能性検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴席)

第2条 傍聴席の数は10名程度とし、審議会の開催の都度、委員会の庶務担当課が会議室の収容人数等を考慮して決定する。

(傍聴申込方法)

第3条 傍聴の申込み受付は、会議当日会場で申し込むものとし、傍聴希望者が定員を超えた場合は先着順とする。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は傍聴席に入場することができない。

- (1) 前条により決定した傍聴者以外の者
- (2) 検討を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、会議の秩序を乱し、又は検討の妨害となるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビの撮影及び録画等の禁止)

第6条 傍聴者は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音をしてはならない。

(秩序の維持)

第7条 会長は、委員会の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は委員会の庶務担当課の職員に指示させることができる。

- 2 会長は、前項の指示をし、又は委員会の庶務担当課の職員に必要な指示をさせたにも関わらず、傍聴者が指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

(実施細目)

第8条 この要領に定めのない事項は、会長が決定する。

附 則

この要領は、平成28年6月3日から施行する。